

青森県報

第三千六百二十五号

平成二十四年
十二月五日
(水曜日)

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定
保安林の指定予定
保安林の指定
保健林の指定
.....
(障害福祉課) : 一
(林政課) : 一
(同) : 二

公告

大規模小売店舗の変更の届出
建設業者の許可の取消し
右 同
右 同
出先機関
土地改良区の清算人の退任
.....
(商工政策課) : 二
(三八地域
県民局) : 三
(上北地域
県民局) : 三
(同) : 三
(東青地
域
民局) : 四

告示

青森県告示第八百五十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三村 申 吾

石村 大史	氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
	名称			
弘前病院	鷹揚郷腎研究所	弘前市大字小沢 字山崎九〇	泌尿器科 (じん臓機能障害 ぼうこう機能障害)	平成 二〇二四 年一月

青森県告示第八百五十七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三村 申 吾

- 保安林予定森林の所在場所
むつ市川内町八右エ門沢六九の一
- 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一の一、字寅平一五、二五二の一三

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南類家店

八戸市南類家二丁目九の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻	平成二五年・四・一
大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時三十分（ただし、年間十日間は午前八時） 閉店時刻 午後九時三十分（ただし、年間十日間は午後九時）	開店時刻 午前八時三十分（ただし、年間十日間は午前八時） 閉店時刻 午後九時三十分（ただし、年間十日間は午後九時）	平成二五年・四・一
大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分（ただし、年間十日間は午前九時） 閉店時刻 午後十時三十分（ただし、年間十日間は午後十時）	開店時刻 午前九時三十分（ただし、年間十日間は午前九時） 閉店時刻 午後十時三十分（ただし、年間十日間は午後十時）	平成二五年・四・一
大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分（ただし、年間十日間は午前九時） 閉店時刻 午後十時三十分（ただし、年間十日間は午後十時）	開店時刻 午前九時三十分（ただし、年間十日間は午前九時） 閉店時刻 午後十時三十分（ただし、年間十日間は午後十時）	平成二五年・四・一

四 届出年月日

平成二十四年十一月二十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年十二月五日から平成二十五年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社アルファトヨタ

二 代表者の氏名 豊田 充

三 主たる営業所の所在地 八戸市下長六丁目六の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第三〇〇三五四号

五 取消年月日 平成二十四年十一月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十四年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社中本電気工業所

二 代表者の氏名 中本 武利

三 主たる営業所の所在地 三沢市桜町二丁目七の一七

四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第一三三三二号

五 取消年月日 平成二十四年十一月五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十四年十月一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤大産業株式会社

二 代表者の氏名 佐藤 智恵

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字明土一四の三

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九三二五号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した蟹田町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十二月五日

東青地域県民局長 北 山 功 三

氏 名	沼田 幸雄
住 所	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田外黒山二一七の一
退任の年月日	平成二四・二・九

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭